

# 郵政改革関連法案の概要

## I 基本的考え方

### ①金融サービス（郵貯・簡保）もユニバーサルサービスとして国の責務に位置づけ、新日本郵政株式会社が実施（従来は、郵便のみがユニバーサルサービス）

－国が新日本郵政株の株式を1／3超、新日本郵政株が金融2社の株式の1／3超を保有することで三事業のユニバーサルサービスを担保

※金融2社は従来どおり業法に基づく一般会社

－ユニバーサルサービスの提供コストは、郵政事業全体の経営の中で会社が負担（会社への国費投入はなし）

### ②三事業の一体性を確保

－会社の5分割→3社体制へ再編（持株会社・郵便局会社・郵便事業会社を一社化）

－政府→新日本郵政株、新日本郵政株→金融2社それぞれ1／3超の株式を保有することで一体性を確保

（従来は政府→日本郵政株の1／3超、金融2社は、10年後は完全売却）

### ③会社の自主性の尊重と経営の安定性

－業務の規制緩和（新日本郵政株の三事業の必須業務以外の業務は従来の認可制を改め届出制へ）

（金融2社の新規業務の上乗せ規制も認可制を改め届出制へ）

等

－小規模郵便局への検査・監督は、業務の円滑な遂行に配慮

－資金運用も適切なリスク管理の下、会社の自主性を尊重

### ④他の事業者との公平性の確保

－第三者委員会（郵政改革推進委員会）によるチェック（一定の期間）

－他の金融機関にない特別な優遇措置は設けない（政府保証はない）

－地方の中小金融機関にも配慮（地域経済の健全な発展への配慮と限度額規制の継続（限度額は政令））

## ⑤使いやすい郵便局に向けて

－郵便局はあまねく全国において利用されることを旨として設置

－限度額の引上げ（政令）

ゆうちょ 1, 000万円→2, 000万円

かんぽ 1, 300万円→2, 500万円

## II その他のポイント

①会社の再編成は、平成23年10月1日

②郵政民営化法を廃止

③情報の公表の徹底（上場企業並みの情報の公表と事業計画、事業別の区分収支の公表）

④(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、法施行後3年後を目途に解散について検討

⑤郵政改革において政策課題に配慮（労働環境の整備、地域経済との連携に配慮と規定）

## III 留意点

①民業圧迫との関係

- ←
- ・ユニバーサルサービス義務を負担
  - ・銀行法等に加え、限度額、業務制限について上乗せ規制

②暗黙の政府保証

- ← 政府保証はなし